

country cottage ban 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みの希望者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名、住所、電話番号
- (2) 宿泊日 及び到着予定時刻
- (3) 利用宿泊プラン
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとします。

3 第1項第(3)号の宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申し込み時と異なる宿泊条件での宿泊を希望する場合は、宿泊契約を解除したのち、新たな宿泊契約の申込みをして頂きます。

4 宿泊者は、当館との間の宿泊契約又は宿泊予約の地位は、当館が承諾する場合を除き第三者に譲渡できないものであることを了承のうえ宿泊の申込みをするものとします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当館が定める予約金（前払い代金）を、当館が定める日までにお支払いいただきます。

3 予約金（前払い代金）は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取り消し料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規程による料金の支払いの際に変換します。

4 第2項の予約金（前払い代金）を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、当館は予約客に告知し宿泊契約を解除することがあります。なお、その告知につき当該予約客に連絡不能の場合も同様の処理をします。

(予約金（前払い代金）の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の予約金（前払い代金）の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次にかかげる場合において宿泊契約の締結をお断りします。

- ・ 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき

- ・ 満室により宿泊棟の余裕がないとき

- ・ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき

- ・ 宿泊しようとする者が、暴力団の構成員、又は暴力団関係者であると認められるとき

- ・ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

- ・ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき

(宿泊客の契約解除)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て宿泊契約を解除することが出来ます。

2 当館は、宿泊客がその都合により宿泊契約（宿泊予約）の全部又は一部を解除した場合は、別表に定める当館所定の取消料を申し受けます。

3 当館は、宿泊客が連絡無く宿泊当日の午後9時半（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除)

第7条 当館は、次にかかげる場合には宿泊契約を解除することがあります。

- ・ 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき

- ・ 宿泊客が、暴力団の構成員、又は暴力団関係者であると認められるとき
- ・ 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- ・ 宿泊客が、当館が別に定める利用規則（宿泊ご案内）に従わず、泥酔、暴力、騒音等で他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼし、又は火災の原因となる行為、その他施設に被害を加える行為をしたとき

- ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ・ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき

2 前項各号の規定により当館が宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていないサービス等についての代金は収受しません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊当日、当館の受付において次の事項を登録していただきます。

- ・ 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び職業
- ・ 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び職業
- ・ 出発日及び出発予定時刻
- ・ その他当館が必要と認めた事項

2 宿泊客が、宿泊代金の支払いを宿泊券等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(宿泊棟の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の宿泊棟を使用できる時間は、チェックインからチェックアウトまでとします。ただし連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き終日使用することが出来ます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は別途に追加料金を申し受けます。詳細は受付へお申し出ください。

(利用規則等の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて各宿泊棟に掲示した利用規則並びにこの約款に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館のフロントの営業時間は、午前7時から午後10時までとさせていただきます。なお、緊急必要のある場合はこの限りではありません。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の金額は、当館が別に定めた宿泊料金表によります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたこれに代わり得る方法により、当館が請求したときフロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。なお、当館は、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しています。

2 当館は豊かな自然環境の中に客室を配置していますので、宿泊客は事故、自然の動植物による災害、宿泊棟内での安全管理につきましては自己責任のもと十分留意してください。当館は、上記の事故、災害について一切の責任をお取りできません。

(契約した宿泊棟の提供が出来ないときの扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した宿泊棟を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、取り消し料相当額を限度とし補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償額とします。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 当館では、受付において宿泊客の物品、現金並びに貴重品について、宿泊客から依頼があった場合を除いて一切お預かりしません。お預りした物品等について滅失、毀損の損害が生じたときは、それが不可抗力

である場合を除き当館の加入する旅館賠償責任保険の適用範囲（10万円を限度とする）で賠償いたします。

2 当館では、宿泊客が客室（宿泊棟）にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品つきまして、その滅失、毀損等につきまして一切の責任を負いません。ただし、明らかに当館の故意又は過失による事故の場合は、当館の加入する旅館賠償責任保険の適用範囲（10万円を限度する）で賠償いたします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡します。

2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が置き忘れられていた場合には、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示に従います。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。

3 本条1、2項の場合における、宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条1項の規定に準じます。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場所を確保するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、当館が加入する旅館賠償責任の適用範囲（10万円を限度とする）で賠償いたします。なお、当館の業態の特殊性に鑑み、自然現象並びに天災による倒木等による被害については責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館がその施設及び営業について損害を被ったときは、当館は当該宿泊客に損害を賠償していただきます。

別表（取消料）

ご予約日前日から起算して	取 消 料
14日前 ～ 6日前	全宿泊代金の20%
5日前 ～ 前日	全宿泊代金の80%
予約日当日	全宿泊代金の90%
無連絡不泊 / 不着	全宿泊代金の100%

country cottage ban 個人情報保護方針

country cottage ban（以下、当館という）は、業務に必要な個人情報を適切に取扱い、それを保護するために以下の方針に基づく取り組みを推進いたします。

- 1．当館は、お客様の個人情報を、業務上必要な範囲で適切かつ公正な方法によって収集し、目的の範囲内で利用いたします。
- 2．当館は、法令に定める場合を除き、お客様の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません
- 3．当館は、お客様の個人情報を適切にかつ厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するための安全対策を講じます。
- 4．当館は、お客様が自分自身の個人情報の照会、修正、削除などをご希望される場合、ご本人様であることを確認した上で法令の規定に従い、合理的な範囲内で速やかに対処いたします。
- 5．当館は、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。
- 6．当館ホームページに掲載されているリンク先のホームページ（ウェブサイト）上の個人情報の収集、および取り扱いで、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、当館は一切の責任は負いません。
- 7．お客様の個人情報の取り扱いについては、適宜その改善・改良に努めます。